

盛岡西峰学園 「いじめ防止基本方針」

(1) いじめに対する基本的考え方

① はじめに

何より学校は児童生徒が友人や教職員との信頼関係の中で、安全に安心して生活できる場所でなければならない。その中でいじめは、人として絶対に許されない人権にかかわる重大な問題である。そして、いじめられる側の保護が最優先されなければならない。いじめはいつでもどこでも起き、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを想定し、教職員が日頃から些細な兆候も見逃さないように努め、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめ防止・早期発見・早期対応に学校全体で組織的に取り組んでいく。

② いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

③ いじめ防止に向けての基本理念

いじめはすべての生徒に関する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習や他の活動に取り組むことが出来るよう、学校内外を問わずいじめが発生しない環境づくりを教職員及び家庭や関係者が一体となって進めることを理念とする

④ いじめの態様 (国『いじめの防止等のための基本的な方針』による)

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

⑤ いじめに当たるか否かの判断

- ・表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して判断する。

※ 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。好意から行った好意が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝辞し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供をする。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策組織【法22条】として、「盛岡西峰学園いじめ防止拡大対策委員会」及び「盛岡西峰学園いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1-1) 拡大対策委員会の構成員

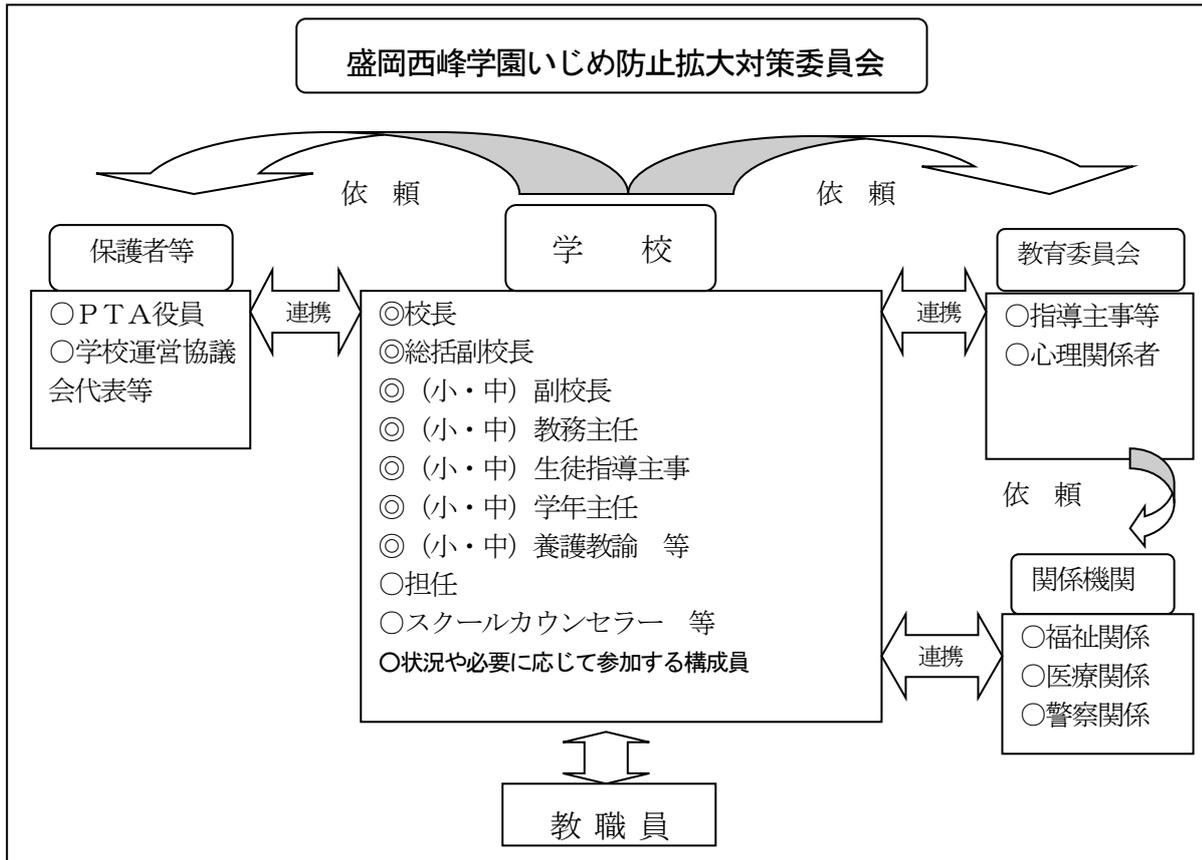
委員長：校長

副委員長：総括副校長

委員：副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等

※必要に応じて、担任、スクールカウンセラー等を参集する。

※上記の職は、小中の当該学校の教職員とする。



(1-2) 対策委員会の構成員

委員長：校長

副委員長：総括副校長

委員：副校長、生徒指導主事、当該学年主任

※必要に応じて、担任、スクールカウンセラー等を参集する。

※上記の職は、小中の当該学校の教職員とする。

委員会の役割

① 未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う役割。

② 早期発見・事案対処

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割。

・いじめにかかる情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応の方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ・学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）。

(3) いじめ防止に向けた取り組み

学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの実態があった場合、適切且つ迅速にこれにあたる。

いじめ未然防止のために

① 教師の基本姿勢

- ア すべての教師が児童生徒一人ひとりを人権のある一人の人間として大切に対応し指導する。
- イ 「いじめは許さない」という姿勢を示しながら一丸となって指導に当たる。
- ウ 児童生徒一人ひとりを大切にし、互いに認め合える人間関係づくりを通し、児童生徒の「自己肯定感」や「自己有用感」を育む。
- エ 仲間とともに人間的に成長できる学級・学年・学校づくりを進めるために児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

② 規範意識を身につけ、自浄能力を持つ生徒集団の育成

- ア 学級での活動や児童会活動・生徒会活動の中でいじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設定し、みんなの力で防止するという強い意識を醸成し、助け合う集団を育成する。
- イ 学級、学年、そして学校の諸問題について、話し合い活動を通して、考え方の対立から合意に至るまでの解決の仕方を体感させ、望ましい人間関係を築く力を育む。
- ウ 日頃からすべての教育活動において社会における規範や決まりを守ることの意義を指導し、規範意識の高揚と道徳性、社会性を伸長する。

③ 人間関係を育てる活動の展開

- ア 自他共にかけがえのない命が与えられ、生きていることを理解させ、他者に対し温かい態度で接することが出来る思いやりの心を育む。
- イ 「他人を思いやる心を育てる」ことを目的として奉仕活動、体験活動を計画的に推進する。
- ウ 小学校では「思いやり」、中学校では「信頼」を「徳」の中核と位置付け、教育活動を展開する。

④ 心を育てる道徳教育の充実

- ア 特別の教科道徳や学級活動などの教育活動を通して児童生徒一人ひとりに「互いを思いやり、尊重できる心」を育むとともに、教科授業の中でも「自他の尊重」を重視する。
- イ 「いじめは決して許されないことであり、いじめを傍観したり、はやしたてたりする行為もいじめ同様に許されないことである」など、いじめに対する知識を与え、正しく行動できる児童生徒を育成する。
- ウ 決して表面的な理解や行動で終わることなく、児童生徒の心を揺さぶり、いじめに真剣に向き合うよう指導方法を工夫する。

⑤ 児童生徒一人ひとりを大切にしたいわかる授業づくり

- ア すべての教師がわかりやすい授業をこころがけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感をもたせられる授業づくりに努める。
- イ 学習規律や学習習慣を大切にしたい授業づくりを展開する。

⑥ 家庭と地域との連携

- ア 授業参観や学校からの通信等により、いじめ対応への理解を図るとともに、未然防止の視点から家庭の協力について理解を求める。
- イ インターネットは、ほとんどの家庭で利用されていることを鑑み、情報機器の危険性について保護者の理解を深め、連携して防止をすすめる。

いじめ早期発見のために

① 日常の観察による児童生徒理解の充実

いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいように、日々教職員と児童生徒との信頼関係の構築に心がける。

ア 一日の学校生活全体を通して児童生徒の様子を観察するとともに、積極的な声がけなどから、変化への気づきに努める。

イ 「学校は人間関係づくりを学ぶ場」という認識に立ち、児童生徒の表情や行動に気をつけながら、その状況が「いじめられている状況」か、しっかり見極め状況に応じて対応する。

ウ 児童生徒が日々記録するノート等により、児童生徒の日々の状況把握に努める。

② アンケートや諸検査の実施

いじめを早期に発見するために児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

ア 児童生徒を対象としたいじめアンケート調査 年2回・・・6月 11月

イ 先生に聞いてほしいことアンケート（小） 振り返りシート（中） 毎月1回

ウ 臨時アンケート調査 適宜実施

エ 保護者を対象としたアンケート調査 年1回・・・11月

オ 教育相談を通じた児童生徒からの聞き取り 年2回・・・6月 11月

カ 学校評価アンケート調査 年1回・・・12月～1月

③ 相談窓口などの組織体制づくり

ア 定期的な教育相談や日常的な個別面談の実施、スクールカウンセラーとの面談の機会を有効に機能させ、児童生徒のつまずきや悩みをいつでも受け止められる体制を整える。

イ 家庭訪問や期末面談、教育相談等により保護者との相談体制を充実させるとともに、日頃より児童生徒の成長や変化等の情報共有に努める。

〈相談窓口について〉

* 日常の相談について・・・本校全職員

* 学校以外の相談窓口 盛岡市教育相談室・・・019-651-7830

岩手県総合教育センターふれあい電話・・・0198-27-2331

岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・019-623-7930

メール相談アドレス fureai@pref.iwate.jp

全国共通 24 時間いじめ相談ダイヤル・・・0570-078310

自殺予防いのちの電話・・・0120-735-556

こども人権ホットライン・・・0120-007-110

(4) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※ 軽微な場合や悩みを聴くだけで解決する場合等は、下記（3）以下以外の対応等を行う。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止め、事実関係を明らかにする。

イ いじめ（疑い含む）を発見したり、通報を受けたり、相談や訴えがあった時は、即日、いじめ防止対策委員へ報告をする。その後、校長の指示の下、「盛岡西峰学園いじめ防止対策委員会」を開催し、事実確認、問題解決にあたる。

・校長は、いじめの事実確認の結果を速やかに盛岡市教育委員会へ報告する。

＊月1回の報告時の報告とするが、緊急時は可能な限り速やかに行う。

- ・状況に応じて、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ・ポイント
 - *速やかに組織で対応する。
 - *指導が十分な効果を上げない場合、解決が困難な場合、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察署へ通報する。

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ア 「あなたが悪いのではない」 ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- イ 個人情報の取り扱い、プライバシーに留意する。
- ウ 徹底的に守り通すことを、秘密厳守を伝える。
- エ 全教職員で安全を確保する。
- オ 信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- カ 場合によっては、いじめた児童生徒を別室での指導としたり、出席停止としたりするなどして、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- キ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ク 状況に応じて、心理や福祉の専門家等外部専門家の協力を得る。さらに、PTSD等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ア 組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- イ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ウ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- エ 個人情報の取り扱い、プライバシーに留意する。（加害者個人が特定されるような情報は公にしない）
- オ 状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、懲戒（学校教育法第11条）を加える。
- カ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡するとともに、保護者と連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- イ いじめに同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- エ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全員で支援する。

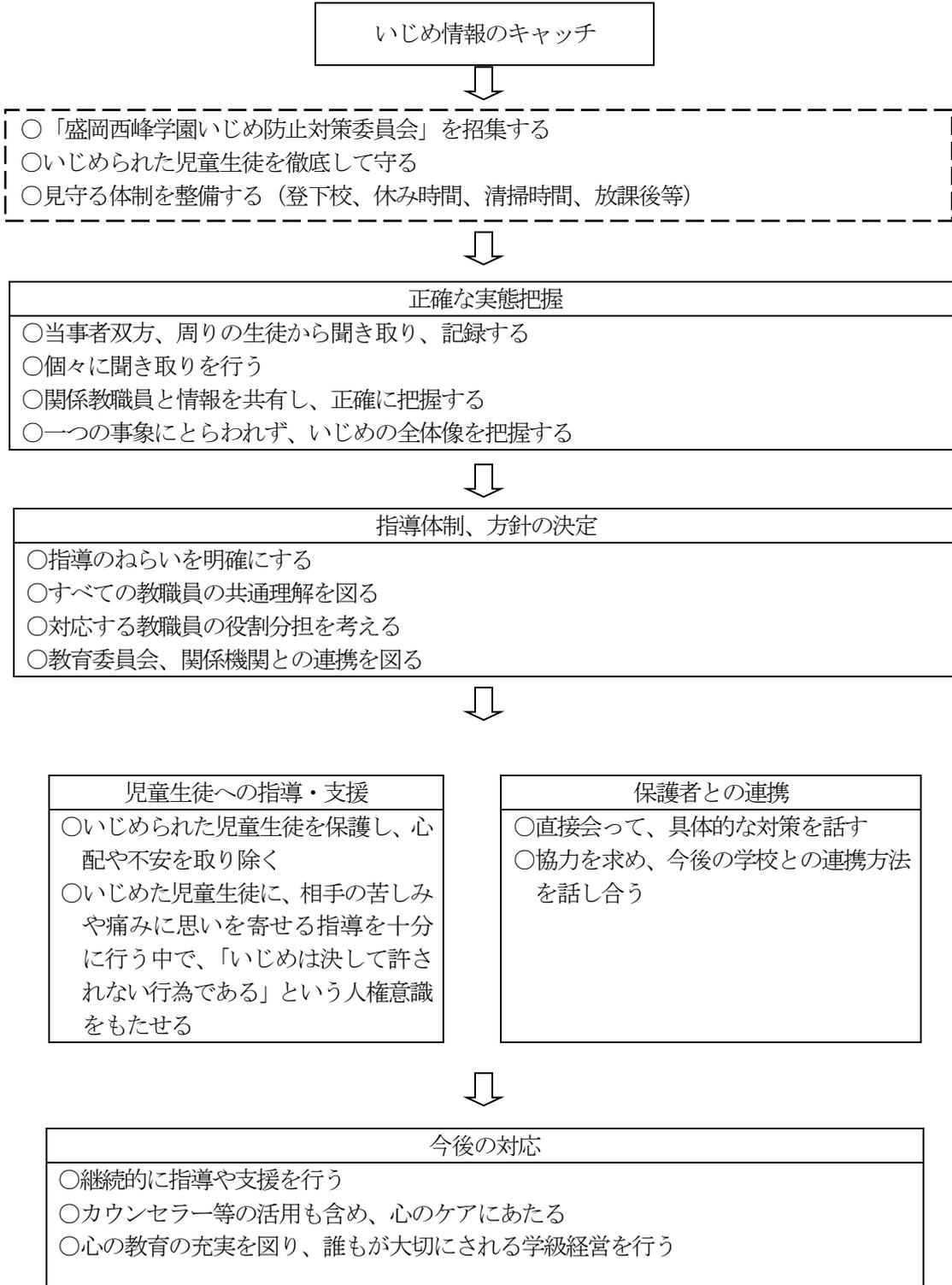
⑥ インターネット事案対応

- ア インターネット等でのいじめを確認した場合は、組織で情報収集を適切に行い、被害の拡大を抑えるために教育委員会と連携し、プロバイダに情報削除を求める。
- イ 児童生徒の生命、身体又は財産に被害が及ぶおそれがあるときは所轄警察署に通報し適切な援助を求める。
- ウ 関係機関との協力を得ながらインターネット上のいじめと人権侵害についての講話等、情報モラル教育の推進を図る
- エ インターネットや携帯電話利用についてモラルある行動がとれるよう保護者との協力を図っていく。

⑦ いじめの解消

いじめの解消については、事案発生後3ヶ月を目安とした見守りを継続した後、いじめを受けた児童生徒と再度面談を行うとともに、保護者と連絡をとり、その時点でいじめがないことが確認された場合、解消したものと判断する。

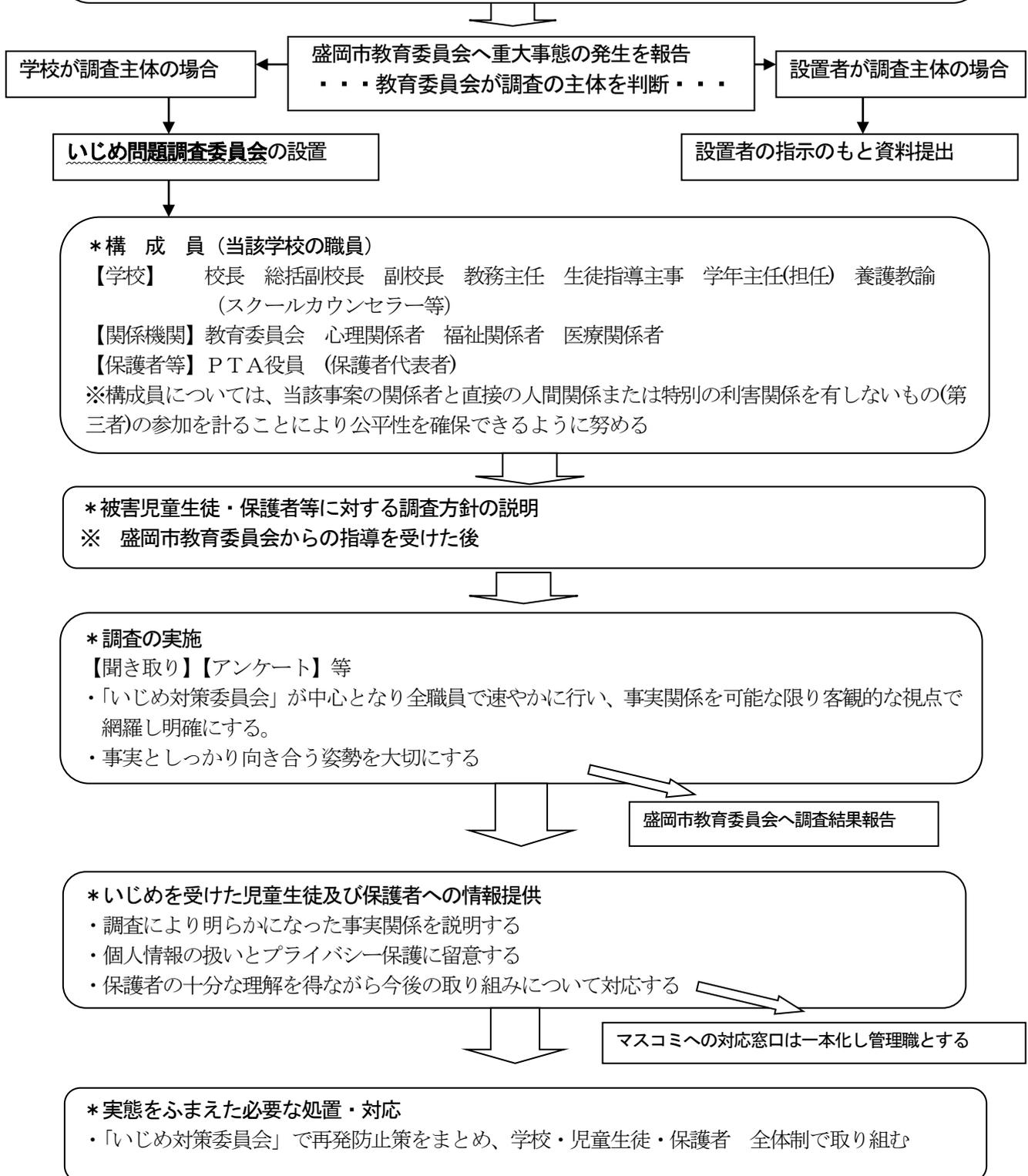
⑧ いじめ対応の基本的な流れ



(5) 重大事態への対応

* 重大事態発生 (重大事態例)

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品などに重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態にあったと申し立てがあったとき



(6) その他

- ① 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者と共通理解を図る。
- ② いじめ防止対策基本方針に基づく取り組みについてPDCAサイクルで実行性のあるものにしていく。
- ③ 保護者と学校間等において、いじめ問題解決に向けての方向性が異なった場合は、盛岡市教育委員会に第三者的立場として議論に参加してもらう。
- ④ いじめ防止等への適切な対応の改善を図るため、次のとおり学校評価を活用する。
 - ア 年度当初に、いじめの防止や早期発見等に係る取組について、「具体的数値目標」として明確にする。
 - イ 教員評価により、上記アを評価する。
 - ウ 関係者評価により、上記②を評価する。
 - エ ウを受け、「盛岡西峰学園いじめ防止対策委員会」が中心となり、各種取組の改善案を計画する。※ 上記の一連の流れを、点検、見直しのPDCAサイクルと位置付ける。
 - オ 令和5年度の具体的数値目標

項目	数値目標	根拠となる調査等
いじめアンケートを計画とおり実施した割合	肯定的回答 100%	教職員アンケート
いじめアンケートをもとに、面談を実施した割合	肯定的回答 100%	教職員アンケート
教育相談（個人面談。いじめに特化したものでなくてもよい）を計画とおり実施した割合。	肯定的回答 100%	教職員アンケート
いじめに関する研修会を計画とおり実施した割合。	肯定的回答 100%	教職員アンケート

- ★ いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル 別紙
- ★ いじめの防止等に係る取組のチェックリスト 別紙
- ★ いじめサイン発見シート 別紙
- ★ いじめ対応シート 別紙